

ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する 合同会議の開催について

1. 背景・目的

令和4年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）において、『ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方』見直し等に係る報告（第三次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～（以下「CSTI 第三次報告」という。）が決定された。

CSTI 第三次報告では、ゲノム編集技術等を用いた基礎的研究におけるヒト胚の取扱いの方向性として、第二次報告において継続的な検討課題となっていた以下の研究について、科学的合理性及び社会的妥当性に係る追加的な留意点を踏まえつつ、個別の研究計画を確認することを前提として、容認することが適当とされた。

- ① ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患に関する基礎的研究のうち研究用新規胚を作成して行うもの
- ② 核置換技術を用いたミトコンドリア病に関する基礎的研究のうち新規胚を作成して行うもの

また、同報告では、これらの研究の適切な実施の確保のため、関係府省に対し関連する指針の策定又は改定に向け具体的に検討するよう求めている。

上記①及び②の検討のため、文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する専門委員会及び生殖補助医療研究専門委員会並びに厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会を合同で開催（以下「合同会議」という。）し、関係指針の見直し案の取りまとめを行う。

2. 運営方法

合同会議の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 合同会議の座長について
合同会議の座長は、各専門委員会の主査のうちから互選により選任する。
- (2) 会議及び会議資料の公開について
会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議の開催において非公開とすることが適当であると合同会議が認める案件を検討する場合は、非公開とする。
- (3) 議事録の公開について
会議の開催においては、原則として会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、(2)のただし書きの場合には、議事概要を公開する。
- (4) その他
会議開催の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定めることとする。